

神奈川県における未病センター認証要綱第2条に定める機能について

神奈川県における未病センター認証要綱（以下「認証要綱」という。）第17条の規定に基づき、認証要綱第2条に規定された未病センターの機能の具体的な内容例は、次のとおりとする。

機能	具体的な内容例
身体測定、体力測定、チェックリスト等、簡易な方法による健康状態の把握ができること（第1項第1号）	<ul style="list-style-type: none"> ○健康測定機器コーナー（身長、体重、体組成（体脂肪率、筋肉量）、血圧、内臓脂肪量、骨密度、血管年齢）など、その場で測定結果についてアドバイスができる3つ以上の機器の設置 ○体力測定コーナーの設置 ○歩数計による歩数データの把握 <p style="text-align: right;">等</p> <p>（注）法令上の手続きを要する方法等は含まないものとする。</p>
健康に関する相談又は助言ができること（第1項第2号）	<ul style="list-style-type: none"> ○専門人材（保健師、理学療法士、管理栄養士、健康運動指導士等）による指導 ○民間サポーター（食生活改善推進員、運動普及推進員、健康普及員等の地域で健康づくりに取り組む人材）によるアドバイス ○Webの簡易会議システムを活用した、専門人材又は民間サポーターによる相談 <p style="text-align: right;">等</p>
健康づくりに関する情報提供ができること（第1項第3号）	<ul style="list-style-type: none"> ○県や市町村が発信する健康づくりに関する情報の提供 ○「未病チェックシート」による健康状態に適した食材情報等の提供 ○健康づくりが実践できる場所等の情報の提供 ○健康機器等に関する情報の提供 ○健康に関する講座の開催 ○健康イベントの情報提供 <p style="text-align: right;">等</p>
健康づくりについての改善プログラムの実践又は情報提供ができること（第2項第1号）	<ul style="list-style-type: none"> ○生活習慣病重症化予防教室 ○ヘルシークッキング教室 ○ウォーキング教室 ○高齢者虚弱化判断（フレイルチェック）プログラム ○運動による認知症予防プログラム（コグニサイズ） <p style="text-align: right;">等</p>
コミュニケーションや情報交換等の機会の提供ができること（第2項第2号）	<ul style="list-style-type: none"> ○交流スペースの設置 ○交流イベントの開催 ○健康イベント（ウォーキングや笑いのイベント等）の開催 ○掲示板（Webも含む）の設置による交流機会の提供 <p style="text-align: right;">等</p>

附 則

この定めは、平成27年3月16日から施行する。

附 則

この定めは、平成28年3月8日から施行する。

附 則

この定めは、令和3年7月21日から施行する。